

病児保育事業の利用について

- 1 施設利用中に児童の病状等が悪化し緊急を要するときは、保護者の了解を得ないまま医療機関を受診し、治療が行われることがあります。なお、その際発生する医療費等は、保護者に利用料とは別に負担していただきます。
- 2 細心の注意を払い事業を実施するものの、やむを得ず病児保育施設内で児童同士の感染が起こる可能性があり、当該感染について、町及び国保多古中央病院は責任を負いません。
- 3 病児保育施設の保育時間その他指示事項を守れない場合、利用を制限することがあります。